

## 令和5年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制を整備することを目的として、第2に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱（医療分）（令和5年4月5日付け厚生労働省発医政0405第2号、厚生労働省発健0405第1号及び厚生労働省発薬生0405第56号厚生労働事務次官通知）、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年4月5日付け医政発0405第3号厚生労働省医政局長、健発0405第1号厚生労働省健康局長及び薬生発0405第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、別表第1欄に掲げる事業ごとに次により算出された額の合計額とする。

ただし、当該事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円以上）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。
  - ア 補助事業者が地方公共団体の場合  
補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
  - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合  
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (10) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに知事に報告しなければならないこと。  
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行なわなければならないこと。
- (12) 前号の報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

#### （交付申請書の様式等）

第5 規則第3条に規定する申請書「以下「交付申請書」という。」は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (4) 補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
- (5) 設備整備に係る事業の場合、補助対象医療機器等の見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）
- (6) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

#### （交付の決定）

第6 知事は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

#### （軽微な変更の範囲）

第7 第4第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

#### (変更の申請等)

第8 第4の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更しようとするとき

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業変更承認申請書（様式第3号）

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業完了期間延長承認申請書（様式第5号）

#### (変更等の承認)

第9 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (事前着手)

第10 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするとき又は着手したときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事前着手届（様式第6号）を知事へ提出するものとする。

#### (交付申請の取下げ)

第11 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

#### (実績報告)

第12 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別紙1）

- (2) 事業実績報告書（別紙2）

- (3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本

- (4) 契約書等支出証拠書類

- (5) 檢収調書の写し

- (6) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）、補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）

- (7) 設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）

- (8) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、当該年度の補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」における前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日とする。

#### (額の確定)

第13 第12の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適當と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

(概算払)

第15 補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の100分の80の範囲内において、1回に限り補助金の概算払をすることができる。ただし、「医療人材確保・派遣等支援事業」及び「医療従事者宿泊施設確保事業」については、交付決定額の範囲内において1回に限り、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」、「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」、「新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」については、交付決定額の範囲内において、概ね5月、7月、10月及び1月に、4回を限度に補助金の概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が補助金の額の確定額を超える場合は、補助事業者は、その差額を返還しなければならない

(申請書等の提出部数)

第16 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則(令和5年4月19日付け5感第37号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」は、令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和5年7月7日付け5感第196号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「外来対応医療機関設備整備等事業」のうち「外来対応医療機関確保事業」は令和5年3月10日から、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」は令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和5年10月2日付け5感第354号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」は令和5年10月1日から適用する。